書式第２号（法第１０条関係）　　（理事）

# 就任承諾書及び宣誓書

私は、特定非営利活動法人 *ナノ構造ポリマー研究協会* の理事に就任することを承諾します。

承諾にあたって、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないこと及び同法第２１条の規定に違反しないことを誓います。

＜参考＞特定非営利活動促進法

第２０条（役員の欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。法第４７条第１号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第２０４条［傷害］、第２０６条［傷害及び傷害致死の現場助勢］、第２０８条［暴行］、第２０８条の２［凶器準備集合及び結集］、第２２２条［脅迫］若しくは第２４７条［背任］の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 法第４３条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者

第２１条（役員の親族等の排除）

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

年　　月　　日

特定非営利活動法人
ナノ構造ポリマー研究協会 御中

住所又は居所

氏　　名　　印

書式第２号（法第１０条関係）　　（監事）

# 就任承諾書及び宣誓書

私は、特定非営利活動法人 *ナノ構造ポリマー研究協会* の監事に就任することを承諾します。

承諾にあたって、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないこと及び同法第２１条の規定に違反しないことを誓います。

＜参考＞特定非営利活動促進法

第２０条（役員の欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　破産者で復権を得ないもの

三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。法第４７条第１号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第２０４条［傷害］、第２０６条［傷害及び傷害致死の現場助勢］、第２０８条［暴行］、第２０８条の２［凶器準備集合及び結集］、第２２２条［脅迫］若しくは第２４７条［背任］の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

五　暴力団の構成員等

六　法第４３条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者

第２１条（役員の親族等の排除）

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

年　　月　　日

特定非営利活動法人
ナノ構造ポリマー研究協会 御中

住所又は居所

氏　　名　　印